

令和 7 年 第 1 1 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 7 年 6 月 1 0 日（火）午後 1 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	内 野 雅 晶
教育長職務代理者	天 野 安喜子
委員	森 本 勝 也
委員	伊 藤 真 弓
委員	松 山 隆 之

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	木 村 美由紀
	教育指導課長	大 川 千 章
	学校施設課長	栗 間 大 介
	教育相談センター長	百 々 和 世
	統括指導主事	田 中 将 一
	統括指導主事	堀 田 誠

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	樽 川 翔 平

内 野 教 育 長	開会時刻 午後１時３０分 それでは、ただいまから、令和７年１１回教育委員会定例会を開催します。 本日は、１名の方から傍聴の申し出がありました。事務局は傍聴人を入室 させていただきます。 日程第１、署名委員を決定します。森本委員と伊藤委員にお願いします。 よろしくお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、第３０号議案、第四次江戸川区学校教育情報化推進計画（案） について、審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いいたします。
飯田教育推進 課 長	それでは、ご説明をさせていただきます。お手元の資料、第四次江戸川区 学校教育情報化推進計画（案）をご覧ください。 １ページ、２ページおめくりいただきますと、計画の位置付けが記載をさ れてございます。ページ番号で言いますと、この資料の中の２ページ目でご ざいます。こちらは、学校教育情報化推進法に基づく、国の計画を受けたも のであり、また、江戸川区の２１００年のビジョンや、２０３０年のビジョ ンを受けた計画として策定をさせていただくものでございます。 次の３ページをご覧くださいますと、国と都の計画の期間が記載されてご ざいます。資料には戻りませんが、令和元年に国のほうで学校教育の情報化 の推進に関する法律の策定をいたしまして、それに基づきまして、国の計画 を作っていたんですけれども、令和２年から１、２年くらいにかけまして、 ＧＩＧＡスクール構想ということで一人１台のタブレット端末ということが 全ての小中学校に配付をされるような形になりまして、学校を取り巻く教 育の情報化の状況が大きく変わりました。そういったＧＩＧＡスクールで変 わった状況を踏まえて作った国の計画というのが、令和４年度に策定をした 文部科学省学校教育情報化推進計画でございます。計画期間は、令和５年度 からの４年間になりまして、この国の計画を受けて東京都が令和５年度に計 画を策定して、同じく５年間の計画としました。それを受けて江戸川区なん ですけれども、すみません、こちらには記載はないんですが、実は第三次の 計画は、令和４年度までの計画でした。しかし、国が大きな見直しを行っ ているところでありましたので、江戸川区でその間、独自に見直しをするとい うよりは、一旦国の動きを待たせていただいて、国や都の改定状況を踏まえ て、今回、令和６年度に計画案を作成させていただいたものでございます。

今回、すみません、令和6年度に計画案をつくったんですけれども、今年の令和7年の3月1日から3月31日まで、パブリックコメント、意見募集を行わせていただきまして、そちらでいただいた意見が5名から19件の意見をいただきました。そちらの件も踏まえて、改めて計画の内容を微修正させていただきまして、今回、提出させていただくものであります。計画期間は、国や都と同じように5年間ということで、令和7年度から5年間、令和11年度までの計画というふうにさせていただきたいと考えてございます。

次の4ページ以降が情報化を取り巻く動きでございますが、4ページがICTをめぐる動きということで、4つ資料が掲載されておりますが、左上、児童・生徒のスマートフォン保有状況というところをご覧くださいますと、小学校高学年で7割強、中学校で9割が自分専用のスマートフォンを保持しているというような状況に今はなっております。

続いて、次のページ5ページ目をお開きいただきますと、こちらから、教育をめぐる動きということでございますが、5ページ目の右側のほうの資料、GIGAスクール構想の推進ということで、令和元年度から始まって、令和2年度に多くの自治体でタブレットを導入したものでございます。一人1台のタブレット端末と、高速大容量の通信ネットワークが学校に整備されたという状況がございました。

また、次のページで6ページでございますが、6ページの左側、令和の日本型学校教育ということで、中央教育審議会の答申でございますけれども、こちらをご覧くださいますと、子ども、教職員、またはその下に子どもの学び等々ありますけれども、上の段の子どもの学びのところをご覧くださいますと、シャープで書いてある一番後ろのところにICTの活用という文言が入っております。また、一番下の段、子どもの学びや教職員を支える環境というところをご覧くださいますと、ICT環境の整備により、全国の学校で指導支援の充実、校務の効率化等がなされるというところで、ICTの位置付けがこういったところになっているところでございます。

続いて、7ページをご覧ください。社会を巡る動きということで、いわゆる新型コロナウイルス感染症の拡大期におきましては、多くの学校は休校し、その間はICT機器を使ったりいわゆるオンライン授業等が行われたというところがございます。今後も自然災害等々いつ起こるか分かりませんので、学びの保障への対応というところで、ICT機器の重要性が高まっているものと考えてございます。

そういったところを受けまして、8ページ、次のページをご覧くださいますと、これまで4年間の取組みにつきまして、こちらでは記載させていただ

きました。1 から 7 までの項目が第三次計画を受けまして位置付けられているところではありますが、このグラフを見ていただきますと、オレンジ色っぽいのが令和 2 年度で、青っぽいところが令和 4 年度ということで取組みが進んできているところがございますが、左側の 1 から 7 まである項目の中で、2 番、4 番、5 番、7 番の赤字の部分につきましては、取組みはある程度進んできたものの、より一層の取組みが必要であろうかと考えている項目でございます。このあたりを意識して、次の計画につきましては作成をさせていただきます。

9 ページを飛ばして、10 ページをご覧くださいと思いますが、今回策定する計画の基本的な考え方でございます。中ほどの基本目標にありますように、誰 1 人取り残さず江戸川区の子どもたちの資質・能力を育むということで、高速通信ネットワークに接続された 1 人 1 台 I C T 端末の活用ということで方針を掲げさせていただきました。

その上で次の 11 ページをご覧くださいと、基本目標に基づきました四つの基本方針として、こちらを位置付けているところがございます。

一つ目が I C T を活用した児童・生徒の資質能力の育成。二つ目が、教員の I C T 活用指導力の向上と人材の確保。三つ目が、I C T を安心・安全にいつでも使える環境の整備。四つ目が I C T 推進体制の整備と校務の改善でございます。それぞれの基本目標につきまして、今回の計画では、三つずつの項目を取り上げて、それぞれ計画を作成してございます。

なお、この四つの基本方針につきましては、概ね国や東京都の情報化推進計画に若干表現の仕方は少し違うところありますけれども、概ね国や都の方針と同様のものがございます。

以下、それぞれの項目につきまして、それぞれの目標値等々、記載させていただきますが、12 ページを例として挙げさせていただきます。基本目標 1 の中で、情報活用能力育成に関する部分でございます。趣旨に記載をさせていただいたようなところを育むために、目指す姿というところにございますように、実現したいこととして、児童生徒が I C T を活用して思考力、判断力、表現力等を発揮し、他者と対話しながら問題発見、解決を日常的に行うようにするというところで、それに向けての目標ということで、最終年度、令和 11 年度に向けた目標値を設定させていただきました。ここでは児童・生徒同士がやり取りする場面で、1 人 1 台端末を週 1 回以上使用している児童・生徒の比率を令和 6 年現在が 35.7% でありましたが、これを 70% にする。また、情報モラルの授業を、学期に 1 時間以上学習する児童生徒の比率を令和 6 年度 78.8% を 100% にするというようなところ

	で目標値を掲げさせていただきました。それを達成するに当たっての具体的な政策等も一番下の段に記載させていただいているところでございます。 同様に、四つの基本方針につきまして、それぞれ3項目ずつ目標を設定させていただいて、これから5年間かけて目標を目指しているところでございます。 ちなみに、それぞれの目標につきましては、毎年の学校現場のアンケートの中で実施状況を確認させていただきまして、中間年度であります令和9年度に見直しの必要があるかどうかというのを改めて検討させていただき、令和11年度の目標達成に向けて進めさせていただきたいと考えてございます。 資料の説明につきましては、以上でございます。
教 育 長	ありがとうございました。 それでは、この件に関しまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	いくつかあるんですけども、まず、国が大きな見直しをしていたところで、簡単に一言で構わないんですけども、どういった見直しによって、今、スケジュールが変わってきたかを教えていただけたらと思うのですが。本来であれば、スタートが令和何年でしたか。
教育推進課長	前の計画が令和4年度まででしたので、令和5年度から計画期間。
天 野 委 員	そのところでちょっと国が大きな見直しを図ったことにより、私たちがそれを待ってからまた進めるとお話なんですけれども、その大きな見直しをちょっと教えていただけたら。
教育推進課長	この計画の前の段階、第三次計画までは、いわゆる学校の子どもたちが1人1台のタブレット端末を持っていない状況でありましたし、そういった状況が近一年来なんていうことを全く予想もしていない中での計画でありました。ですので、それぞれの学校の中で、パソコン教室のパソコンを使ったりとか、そういった活用をするというところを前提の計画でありましたが、令和2年度に1人1台タブレット端末を持つような形で社会の状況が大きく変わりましたので、その変わった状況に応じた計画の策定が必要だったというところでございます。

	江戸川区は、過去にもう既に第三次計画までありましたけれども、実は国と東京都の計画はこの表にありますのが、初めての計画になりまして、令和5年度につくったものと令和6年度につくったもの、それぞれ東京都と国とございますが、これが初めて示されたものですから、まず、その国や東京都の動きを、1人1台端末がある状況の中でのICTの計画という動きをまず見させていただいて、それと、それを踏まえないものを先につくっても状況と合わないかもしれないというところで、その社会の状況に合わせたように計画を策定するというので、国・都と動きを見極めた上で今回策定をさせていただいたところでございます。 以上です。
天 野 委 員	ありがとうございます。 あと二つほど。一つ目が、令和2年、3年前、学校のほうに研究授業でしたか、拝見させていただいたときに、割と小学生はタブレットを多めに活用して分かりやすい授業をされていたかなと思っていたんですが、中学校のほうがなかなかうまく活用できてなく、もう少し活用してもいいのではないかという感想を持っていたんですが、現在、中学校、高校の授業で、こういったタブレット活動というのは進んでいますかというところが一つ。 もう一つが、ICTそのものを活用していくというのは大賛成であるものの、どんどん時代が進化していつているけれども、人そのものも進化しているわけでもなく、心がそれに追いついていけているのかなという不安がある中で、表はこういった計画ですよと。でも、裏では、子どもたちの心に沿った、こういったところもケアとか見過ごしてはいけませんねというものの計画があわせて行われているのでしょうかということ、その二つをお伺いしたいと思ったんですが。
大川教育指導 課 長	今の現状の中では、かなり以前と比べると活用率が高いというようなことになっています、中学生は。例えば、国語の書写の授業で書き順を学ぶ、あるいは筆圧の書きぶりを学ぶなんていうときには、日常的には使っている、タブレットを活用してということが主流になっているということと、ほかにも推進するための指定校を受けて、そういうICTの活用の仕方、あと効果的な活用を学んでいるという学校もあるということで、以前と比べるとかなり使用が高まっているなど認識してございます。
天 野 委 員	ありがとうございます。

百々教育相談 センター長	今、指導課長がお話をされたように、中学校のほうも活用が国語だけでなく、体育の中でもその活用が進んでおります。また、不登校児童・生徒に関してもオンラインの配信等が進んでおりまして、子どもたち、また、先生方がタブレットを活用するところの抵抗感はなくなっていったと思います。ただ、委員さんがご懸念されるように、タブレットを活用することで子どもたちの心の部分ですね、その部分については非常に課題感を持っておりまして、その部分のところは丁寧に対応していきます。 以上です。
天 野 委 員	ありがとうございました。 まず、中学校のほうでも活用がどんどん皆さんが活用されている、浸透してきているということで、安心しています。ただ、今、センター長さんからご懸念の言葉が出てきましたけれども、多分皆さん思っているところではあるかと思うので、やはりそういった子どもの心がＩＣＴ化によって離れてくるとか、あとなんかみんなが一緒だ、繋がっている感とかいろいろあるかと思うんですが、きっとあるだろうと思っているところなのであれば、ぜひぜひ江戸川区内だけでもいいので、こういったスケジュールでどんどんＩＣＴ化を浸透させていくと並行して、こういったところもちゃんと注意していきましょうねというようなものを作成していただくといいのかな。これ、私の個人的な意見なものですから、その辺にも注視をしていただけるとありがたいというところです。
教 育 長	ご意見でよろしいですか。
天 野 委 員	意見です。
森 本 委 員	学校では、高速通信ネットワーク化されているということで非常にすばらしいことなんですけど、不登校の生徒も含めて、自宅でのその環境の違いというの、多分あると思うんですけれども、その辺りのフォローというのはどのような対応をされるのでしょうか。
教育推進課長	１人１台端末をご自宅に持ち帰って家庭学習でも使っていただきたいというところで配付をしているところではありますが、各家庭の通信環境にはそれぞれ差があるかなと思います。基本的には各家庭のいわゆるＷｉ－Ｆｉ環境を活用していただく前提ではありますが、それが無い児童、ないしは生徒

	につきましては、モバイルWi-Fiルーターを教育委員会のほうでまとめて手配をしてございまして、必要な児童ないしは生徒には、そちらをお貸しして、家庭でのWi-Fi環境を整えるような形で、こちらでも対応させていただいておるところでございます。
森 本 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	ほか、いかがでしょうか。
伊 藤 委 員	子どもたち小中学生に情報化についていく、またそこを使ってという、大事なことだと思うんですが、最近やはり若い人の情報の使い方というか、若い人の闇金に手を出してしまったりとか、そういうこと、やはり使い方ということで、プラスの面と合わせて、怖いといったらあれですけども、危険だと。それがこのモバイル授業になると思うんですけども、そこを両面、絶対に忘れないようにするのが大事なかなというふうにすごく思います。保護者へのやはり特に小学生については、保護者の方がその感覚というのがすごく大事になってくると思うんですけども、保護者にもICTのモラルという部分は、どのような形でお伝えされているんでしょうか。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	委員さんのおっしゃられるとおり、子どものモラルというところもそうなんですけれども、やはり親のモラルというところも非常に重要なところだと区は認識しております。各学校におかれましては、年1回情報モラル授業等を民間事業者さんから、また、警察の方とかいろいろやっている中で、その保護者の方に来てもらって、一緒に授業をやる、そういう形態をとっている形になります。また、校長会でも話しているんですけども、子どもには伝えられるけれども、やはり親が危機感の認識が高まらないと、やはり実効性がないものということはすごく正しいなと思いますので、より一層、親御さん、保護者の方、これは教育委員会だけではできないところですので、民間事業者と協力してやっていきたいと思っております。 以上です。
伊 藤 委 員	ありがとうございます。 今、保護者の方でも勉強会にいらっしゃる方の意識があるので、また時間もあると思うんですね。やはりお忙しい、様々勉強会に参加できない親御さんが逆に心配というような気持ちもありますので、文書にするとか、また、

	Zoom 等では難しいかもしれないんですけども、そこを今後、課題にしていいただければと思いました。 以上です。
教 育 長	ありがとうございました。 ほか、いかがでしょうか。
松 山 委 員	都教委の方針で今年度5月から生成A I の事業が全都立高校で実施、始まったということですが、区として、中小学校に生成A I 等の授業にI C T の方針を向けていくという計画は近年のうちにありますでしょうか。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	生成A I につきましては、区でも進めていくところでございます。職員に対して説明をして。それに伴いまして、区の学校の先生方にも活用の部分ではお話しはあるんですけども、やはりその扱いの難しさから、各学校のほう、また私たちのほうも検討していきたいと思います。
松 山 委 員	都のほうの視察なんですけれども、そこまでは。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	どこまでいうか、話題に上がっているところでございます。そういうところも含めて検討していかないといけないと思います。
松 山 委 員	もし手が足りないときは、委員も動きますので、よろしくお願いします。
教 育 長	よろしいでしょうか。 ほか、この件についていかがでしょうか。
天 野 委 員	これ、最後のお願いなんですけれども、こういった機器を使って情報が生徒たちももう入手しやすくなっていて、勉強も多分、いろんなネットを見れば、探れば、解答への導きの方法というのはたくさん出ているかと思うんですが、子どもたちがこれで学校に行ったというふうにならないように、団体生活の大切さ、学校というところの大切さ、例えば、喜怒哀楽の感情とかですとか、コミュニケーションとか、いろいろな要素が学校の団体生活だから学べるんだというところをやっぱり一番前に出していただいて、保護者も含めて、子どもが勉強だけであればいいんだとか、情報だけ入手できれば学校生活完結ってならないように、そんな一つ方法が、アナウンスの仕

教 育 長	方であつたりとかですね、それはぜひぜひ並行してお願いしたいというところですよ。 以上です。 私も全く同感でございます。 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、他になれば、第30号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第31号議案、江戸川区不登校を考える集い開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを審議をいたします。概要について、事務局から説明をお願いいたします。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	江戸川区不登校を考える集いの後援名義申請につきまして、ご審議をよろしくをお願いいたします。 こちら、後援名義申請回数は4回目となります。資料のほうに2回目と書いてしまったんですけど、全体で4回目です。 申請者は、学校法人東京シューレ学園の理事長、奥地圭子先生でございます。この会の実施日は、令和7年8月2日土曜日、1時から4時までとなっております。場所は、グリーンパレス孔雀となります。事業の対象の範囲としましては、一般の区民の方や学校の先生が対象となっております。こちらの目的なんです、江戸川区及び周辺地域の不登校児童生徒の保護者、不登校支援に関わる方に不登校児童生徒の社会的自立と支援のあり方について、奥地先生の講演があります。その後、パネルディスカッションがあつて一緒に考えていくという形になっております。 以上でございます。
教 育 長	ありがとうございました。 この件について、何かご質問、ご意見がありますでしょうか。
森 本 委 員	東京シューレ学園さんというのは、どういう学校なんでしょう。

教 育 相 談 セ ン タ ー 長	こちらは、国の文部科学省が認めている不登校特例校となっております。今は学びの多様化学校となりまして、国が進めている学校です。
教 育 長	ほかにいかがでしょうか。
天 野 委 員	現在、江戸川区の不登校の状況を教えてくださいませんか。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	令和5年度の状況ですと、不登校児童生徒数は1,900名を超えている状況でございます。昨年度、令和6年度の状況ですが、これはまだ確実な数字ではないんですけれども、ほぼ横ばい、ちょっと多く1,900人を超えているというところでございます。延び率は若干下がったかなというところでございますが、やはり現実的には多いというところです。 以上です。
天 野 委 員	1,900人というと、多いか少ないのか分かりません、江戸川区の子どもの人数多いですからね。ただ、なぜ不登校になったのかなというデータが取れる人数には値しているかなと思っているところの中で、今回、応援されると、お話をさせていただく方は、江戸川区の不登校になる原因であったりとか、そういった場合にはどういうところに特化したというか、そういったお話も聞けるという理解でよろしかったでしょうか。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	パネルディスカッションがほぼ、東京シューレ学園の卒業生の保護者の方がパネリストに参加されるのですけれども、そのお話の中で、どういうきっかけで不登校になったのかというお話もされます。あの時の先生の声かけ、こういう声が欲しかったな、こういうことを認めてほしかったなというところを、直に話してくださいますので、そこでそこに来ていた先生方も、そうなのかというところで考える機会を設けております。 以上です。
天 野 委 員	ありがとうございます。 ぜひこの企画というか、事業に対しては全面的にサポートしていくべきではないかと思っているところですので、1人でもこの1,900人がどんどん学校に行くというところを目指して、教員だけではなくて、保護者の方、多分、子どもが一番響くのは保護者であるべきだと思っているところもありますので、ぜひ保護者の参加がたくさん来ることを願っております。

教 育 長	以上です。 ありがとうございました。 ほか、いかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ほかになれば、第 3 1 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第 3、教育関係事務報告にまいります。 教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	それでは、私からは、教育委員会後援名義等使用申請一覧に基づきましてご報告を申し上げます。 今回のご報告は 1 件でございます。7 回目の後援名義申請となりまして、行事名は、第 1 7 回江戸川区こども囲碁大会でございます。申請者は、江戸川区囲碁連盟会長。事業の概要は、囲碁の交流を通じて、伝統文化を継承し、子どもたちの健全育成を目的として開催するというものでございます。実施時期は、令和 7 年 9 月 7 日の日曜日。会場は、タワーホール船堀 2 階の瑞雲・平安・蓬莱でございます。事業の対象は、4 歳から中学生までということでございます。中には一部、保護者も含むところがございます。 経費の徴収といたしましては、名人戦から級位戦 C までは 1, 0 0 0 円、一番初心者のコースといいましょうか、級位戦の D が無料でございます。賞状、副賞等はございません。 次のページが企画書になりますが、こちらのほうにございますように、時間としましては、令和 7 年 9 月 6 日の午後 0 時 3 0 分から 1 8 時ごろまでということでございます。開会式に続きまして、それぞれの級位戦を行った上で表彰を行うものでございますが、それぞれのコースに応じて碁盤の大きさが違ったりとか、またハンデのかけ方が違ったりというようなところは設定されているところでございます。一番、初心者の部分につきましては、ぜひ

教 育 長	この裾野を広げたいということで無料にされているというふうにお伺いしてございます。 合わせて、江戸川区こども囲碁大会の予算案ということで、収入・支出等、こちら記載のとおりになってございます。 報告は以上です。 説明、ありがとうございました。 この件について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	これ江戸川区の囲碁連盟か何かがあるというところの大会だと思うんですけど、特に支出に対して、えーということではないんですよ。ただ、私も江戸川区柔道会の区主催の大会出てくると、基本ボランティアで、審判長こんなお金もらえるのとか、アルバイトがいらっしゃるというところの予算組みをされて、大きい額ではないので何とも言えないんですけども、主催、区とか教育委員会主催のときって、やはり費用というのはこういう形で出す、お互い区民、外部から来ればいいんですけど、外部の方になるんでしょうか、審判長とか。
教育推進課長	審判長は、いわゆるプロ棋士の方をゲストで呼んで、審判をしていただくということで、もちろん外部の方でございます。その上で、この江戸川囲碁連盟の会員さんにつきましては、基本ボランティアで参加をするんですけども、ただ、お手伝いということで1,500円程度の記念品がございます。このいわゆる会員さんだけで運営が賄いきれないほど、人数が増えてきているということで、その賄いきれない部分についてはアルバイトを雇って対応しているというふうに聞いてございます。 以上です。
教 育 長	よろしいでしょうか。
天 野 委 員	はい、大丈夫です。ありがとうございます。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長	ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、いじめ電話相談（令和7年5月分）について、事務局から説明をお願いいたします。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	令和7年5月分のいじめ電話相談につきまして、ご報告させていただきます。5月は1件でございました。学齢・男女別の件数としましては、小学校6年生の女子児童の事案につきましての相談でございます。内訳としましては、言葉によるものでございます。架電者は保護者母親でございます。 以上でございます。
教 育 長	この件について、何かご質問等ありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	言葉の暴力ということで、今、対応はどの程度まで進んでいるか、お話できる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	今、学校のほうで事実確認のほうが終わりました、加害と思われる児童から被害の児童に対する謝罪のほうは済んでおります。本人のほうもそれを受け入れて、今、学校のほうには登校していると。 以上です。
天 野 委 員	今、スピーディーにご対応いただいて、まずは言葉というのは見えるものというか、見えないところの心の傷のところ、割と早くスムーズに解決できているということは喜ばしいことの反面、学校でなぜ対応できなかったのかなというところも、ちょっとそれも気になるなというところでした。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	今回の事案が、学校外で起きた事案でございまして、事実確認のほうに少し時間がかかってしまったところ、そこら辺から保護者と学校の関係の中で、ちょっとうまく進まなかったというところが一つ言えるのかなと思っていますところでございます。学校のほうは、事実確認できたところからはスムーズに学校のほうに対して、保護者のほうも納得されているというふうに感じました。その部分、最初、事実確認のところについて時間かかったというところだと思います。
教 育 長	よろしいでしょうか。 この件、ほかに何かありますでしょうか。

教 育 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ほかになければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和７年第１１回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後２時０４分
-------	--